

資料4

5月27日 食品衛生分科会

その他の報告事項に関する資料

(4) その他の報告事項

- ①HACCPによる衛生管理の普及について ···· 1
- ②食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について ···· 11

我が国におけるHACCPの更なる普及方策について（提言）

中小事業者も含めHACCPの自主点検を推進するための環境整備企画

- 我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理等を可能にするためには、HACCPによる衛生管理の普及が必須となっている。食品等事業者の大宗は中小事業者であり、中小事業者における取組の促進が重要な課題となっている。
- 平成25年12月の「中間取りまとめ」を踏まえ、国では関係省令を改正しHACCPに基づく衛生管理を規定するとともに、自治体においても同様の条例改正が進められている。これらの進歩も踏まえながら、更なる普及方策を検討してきた。
- **HACCPの本質は、事業者の自主的な衛生管理が継続的に実施されることである。**コーデックス委員会※が推奨するHACCPの7原則12手順に従い、中小事業者も含め事業者が自ら衛生管理の取組状況を確認する「自主点検」を推進するための環境整備を進めるため、行政、食品等事業者、学識経験者、関係団体、消費者団体等が連携して、更なる普及方策を推進していくべきである。

具体的な普及方策

(1) HACCP導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

- 「HACCP自主点検票」の作成と活用促進
- 事業者の現場で活用可能な様式や手引き等の更なる充実
- HACCPの指導者育成、事業者への派遣・導入支援を行う
- 「人材バンク事業」(仮称)の実施
- HACCP導入状況の継続的な把握

(3) コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた、事業者の導入負担の軽減

- HACCP導入の心理的ハードル解消のため、具体的な導入事例の動画等について、引き続き積極的に周知
- 中小事業者等のHACCP導入の成功事例を全国的に普及するため、「地域連携HACCP導入実証事業」(モデル事業)を実施

(5) 食品産業全体での推進の必要性

- 国(厚生労働省、地方厚生局等)、自治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場として「HACCP普及推進連絡協議会」(仮称)を、国・地方ブロックごとに設置。(HACCPに関する認識の共通化等を推進するとともに、普及施策に関する現場ニーズの把握、地域における普及状況のフォローアップ、実証事業等で蓄積される導入事例の共有等を行う)

(※) 國際連合食糧農業機関 (FAO) 及び世界保健機関 (WHO) により認可された国際的公衆衛生規範

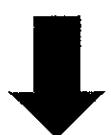
(2) 消費者や流通・販売業界も含め、HACCPに対する本質的な理解・関心の醸成

- HACCPの7原則12手順に関するリーフレットや動画等を作成し、関係団体等と連携して、積極的な周知を実施
- 事業者向け講習会や、HACCPに関する統一的な指導・助言が行われるよう自治体の食品衛生監視員等への講習会を実施
- 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組についてアピールできるロゴマークの作成・活用を慎重に検討

(4) HACCP導入の取組に関する認知度向上のための支援

- HACCPの導入効果、実証事業による導入事例等について、二元的に情報を入手することができるWebサイトを構築
- HACCPの「自主点検」を行った事業者名や取組方針等を公表、アピールを後押しする「HACCPチャレンジ事業」(仮称)を実施
- 「HACCP自主点検票」を使用したHACCPの取組についてアピールできるロゴマークの作成・活用を慎重に検討[再掲]

将来的なHACCPによる衛生管理の義務化を見据え、我が国において中小事業者も含めHACCPが当たり前に実施されるものになることを目指して、関係者における取組が推進されることを期待する。



我が国における HACCP の更なる普及方策について (提言)

～中小事業者も含め HACCP「自主点検」を推進するための環境整備～

平成27年3月

食品製造における HACCP による工程管理の普及のための検討会

「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」

＜構成員名簿＞

氏名	所属
五十君 静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長
池戸 重信	公立大学法人宮城大学名誉教授
内堀 伸健	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 執行役員 本部長
大澤 幸弘	(株)イトーヨーカ堂 QC 室総括マネージャー
川崎 一平	(一財)食品産業センター技術環境部部長
工藤 操	(一財)消費科学センター
高谷 幸	(公社)日本食品衛生協会専務理事
田崎 達明	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
◎ 山本 茂貴	東海大学海洋学部水産学科教授

(50音順、◎座長)

＜オブザーバー＞

農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室

＜事務局＞

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

我が国におけるHACCPの更なる普及方策について（提言）

～中小事業者も含め HACCP「自主点検」を推進するための環境整備～

1 はじめに

- 我が国における食品等事業者の確実かつ効率的な衛生管理等を可能にするためには、HACCP（ハサップ：Hazard Analysis and Critical Control Point）による衛生管理の普及は必須となっている。また、輸入食品の安全対策として、対日輸出国に対してHACCPによる衛生管理を求めていくためにも国内におけるHACCPの普及が前提となっている。さらに、日本の食品の安全を世界に発信するためにも、海外の安全基準に対応するHACCPの普及を図ることが重要な課題とされている。
- 本検討会においては、平成25年12月に、HACCPの段階的導入や導入に資する支援等について中間取りまとめを行い、これに基づき、国、自治体、関係団体等において取組が推進されてきた。国においては、平成26年4月に、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を改正し、HACCPに基づく衛生管理を規定するとともに、同年5月に、食品衛生法第50条2項に基づき都道府県等が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」について同様の改正を行った。これを踏まえ、自治体において関係条例の改正が進められている。これらの進捗状況等も踏まえながら、本検討会においては、平成26年8月以降、更なる普及方策を検討してきた。
- 我が国におけるHACCPの普及は、大企業を中心に進んでいるが、中小事業者の導入率は3割程度に留まっている。我が国の食品衛生の確保を推進する観点からは、食品産業の大半を占める中小事業者等を念頭に置いて、HACCPが一部の先進的な事業者のみの取組とならないよう、自治体や関係団体の協力も得ながら、支援方策を推進すべきである。
- また、流通・販売業界においてもHACCPへの関心が高まっていることを踏まえ、中小事業者も含めて幅広くHACCPの普及を図るため、食品衛生の観点から事業者に求められる内容が、コーデックス委員会（国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により設置された国際的な政府間組織）の推奨するHACCPの7原則12手順に沿ったものとなるよう、関係者の本質的な理解の醸成を図る必要がある。
- 消費者にとっても、食の安全確保への関心は高く、HACCPに基づく取組について事業者と消費者のコミュニケーションが促進されれば、消費者からの信頼性向上に資するとともに、消費者の関心の向上が食品等事業者におけるHACCP導入につながることが期待される。
- これらの視点を踏まえ、将来的なHACCPによる衛生管理の義務化を見据え、中小事業者においても着実にHACCP導入が進むよう、我が国においてHACCPの普及を更に進めるための方策について検討を行い、提言としてとりまとめた。HACCPの本質は、事業者の自主的な衛生管理が継続的に実施されることである。中小事業者も含めて、コーデックス委員会が推奨するHACCPの7原則12手順に従った自主的な衛生管理の徹

底が図られるよう、行政のみならず、食品等事業者、学識経験者、関係団体、消費者団体等が協力しつつ、本提言に沿った取組を進めていくべきである。

2 我が国におけるHACCP普及状況

- 「食品製造業におけるHACCP手法の導入状況実態調査」（平成25年度、農林水産省）によると、食品製造業界におけるHACCPの普及状況は、大規模層（食品販売金額100億円以上）では約8割の事業者が導入済みである一方、中小規模層（同1～50億円）では約3割にとどまっており、中小事業者における普及が進んでいない状況にある。
- 一方、同調査において、HACCPの「導入を検討している」と「今後、導入を検討する予定」の事業者がすべて導入した場合の中小事業者を含めた導入率は、「乳製品製造業者」では9割を超え、「調味料・製粉・油脂等製造業」、「その他の畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」では約5割となる。
- これらを踏まえれば、大企業はもちろんのこと、中小事業者も含めHACCPの導入に関心を持っている事業者は少なくないと考えられ、これらの事業者において着実な導入を推進することが、我が国におけるHACCP普及に重要であると考えられる。

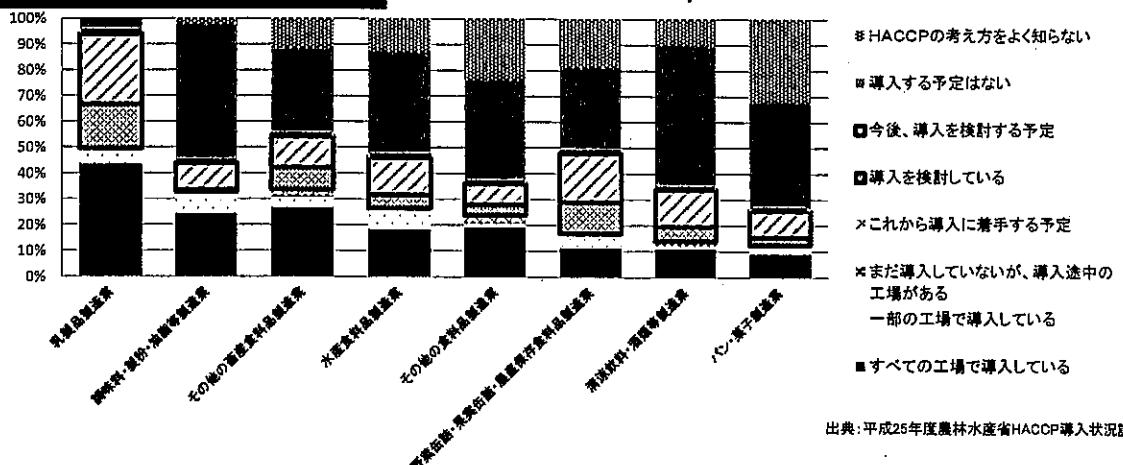
現状分析

	全体	（参考）大規模層 （1～50億円未満）	
		中小規模層 (1～50億円未満)	100億円以上
平成8年度	15%	16%	73%
平成22年度	19%	22%	73%
平成23年度	24%	27%	76%
平成24年度	24%	27%	84%
平成25年度	23%	28%	85%

出典：平成8年度は「食品産業動向調査」、平成22～25年度は「農林水産省HACCP導入状況調査」

- 中小事業者の導入率は、3割程度。
- 導入率は業種ごとに違いがある。
- 「導入を検討している」と「今後、導入を検討する予定」としている率も業種ごとに違がある。

業種別のHACCP導入状況



3 更なる普及方策の方向性

（1）HACCP導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

HACCPに関する事業者の関心は高まっており、中小事業者も含め、導入の検討に前

向きな事業者は少なくない。まずもって、導入に前向きな事業者における HACCP 導入を実際のものにしていくことが、今後、HACCP の普及を一層促進していくために重要なである。

また、HACCP は幅広い食品等事業者に対して普及を推進することとしているが、特に以下のような業種については、HACCP 導入の必要性やニーズが高いと考えられ、重点的に導入支援を行う必要があると考えられる。

- ・ 我が国における衛生管理の一層の徹底を図る観点からは、一次加工品を使ってさらに高度に加工をする食品製造などフードチェーンにおいて多くの事業者が関与する業種や、大量調理施設など食中毒が起こった場合に広域化・大規模化するおそれが高い業種
- ・ 輸入食品の安全性を確保する観点からは、相手国に対して適確な HACCP の実施を求めていく必要性が高い業種
- ・ 輸出促進の観点からは、諸外国への輸出ニーズが高い業種

(2) 消費者や流通・販売業界も含め、HACCP に対する本質的な理解・関心の醸成

中小事業者からの直接の購入者は、消費者に加えて、流通・販売業界が多くを占めると考えられる。これまで導入率が低い業種においても、消費者や流通・販売業界も含め、HACCP に対する本質的な理解や関心が高まれば、HACCP 導入に積極的になることが期待される。一方、食品衛生の観点から求められる HACCP の内容がコーデックス委員会の示す HACCP の考え方と合致したものになるよう、流通・販売業界も含めた食品等事業者、自治体、関係団体等における理解の共通化のための取組を進めるべきである。

(3) コーデックス委員会の柔軟性の考え方も踏まえた、事業者の導入負担の軽減

HACCP 導入が伸び悩んでいる中小事業者においては、「HACCP は高度で難しい」というイメージがまだ根強いが、導入事業者からは、「やってみると思った以上の効果があった。」、「理にかなった方法で、衛生管理が明確になって良かった。」という感想も寄せられている。導入にあたっての心理的ハードルを解消するための普及啓発と、実際に導入するにあたってそのまま事業者の現場で活用できるツールの整備を進めるべきである。また、コーデックス委員会が示す柔軟性の考え方も念頭に置いて、中小事業者であっても 7 原則 12 手順を確実に実施するための方法についても示していくことが必要である。

(4) HACCP 導入の取組に関する認知度向上のための支援

食品等事業者からは、消費者や流通・販売業界等に対して HACCP に取り組むことをアピールすることができる仕組みづくりが求められている。流通・販売業界等においては、製造業者等が HACCP に取り組んでいるかが分かるようにしてほしいとのニーズがある。一方、これまで、HACCP の実施そのものよりも、総合衛生管理製造過程の承認等の認証を取得することが目的化してしまったことや、HACCP は認証を求める一部の事業者のみが実施するものと認識されてしまったこと等を踏まえる必要がある。

HACCP の本質は、事業者において自主的な衛生管理の取組が継続的に実施されることである。このため、中小事業者も含めた事業者が自らの取組がコーデックス委員会の示す HACCP に適合しているかを「自主点検」し、行政としても、こうした事業者の取組をアピールする仕組みについて検討すべきである。また、自治体における認証等の取組は、HACCP の基礎となる衛生管理の充実といった観点や、食品衛生の確保だけでなく付加価値の向上といった観点など様々な目的のもとに実施されている。これらの取組も、ガイドラインを踏まえ自治体の条例において規定される HACCP による衛生管理の普及につながっていくよう進められることが期待される。

(5) 食品産業全体での推進の必要性

食中毒の未然防止や食中毒発生時における迅速・適確な原因究明、再発防止など、食品衛生を確保するための HACCP の導入効果は、食品の製造、加工から流通、販売に至るフードチェーン全体で HACCP による衛生管理が実施されることによって最大限發揮される。我が国の食品産業全体に対する信頼感の醸成と国際的な評価の向上を図るためにも、食品産業全体で HACCP の普及を推進することが求められている。

4 具体的な方策

- 我が国の食品等事業者の大宗は中小事業者である。食品衛生の確保を図る観点からは、導入率が低い中小事業者における取組の促進が重要な課題となっている。中小事業者にとっては、第三者による認証制度による HACCP の普及については、認証に当たっての申請書や関係書類の整備、費用負担が支障となることも考えられる。このため、HACCP が事業者における自主的な衛生管理の手法であることに鑑み、事業者が自ら衛生管理の取組状況を確認する「自主点検」を推進するための環境整備を進めることにより、普及を図っていくべきである。
- 我が国における HACCP 普及を進める上で、中小事業者等が取り残されることがないよう、国、自治体、学識経験者、食品関係団体、消費者団体等が連携しながら、HACCP の導入気運を高めるとともに、事業者の規模や業態等も勘案しながら、丁寧な支援等を進めるべきである。具体的には、以下の方策を推進すべきである。

(1) HACCP 導入に前向きな事業者やニーズが高い業種に対する助言等の支援

① 「HACCP 自主点検票」による事業者の自主的な取組の促進

事業者による自主的な衛生管理の手法である HACCP の普及のために、事業者が自らの衛生管理について HACCP に適合しているかを点検するためのツールとして、「HACCP 自主点検票」を作成し、その活用を促進する。また、「自主点検票」を活用する事業者が適切な理解に基づき自主点検が行えるようにするために、事業者からの質問等の問い合わせに対応できる体制についてもあわせて検討する。

② HACCP 導入の手引き書や様式等の作成・普及

中小事業者も含め、HACCP 導入に前向きな事業者において導入促進を図るため、

HACCP 導入の必要性が高い業種や業界のニーズが高い業種について、標準的な作業手順等を念頭に置いて、そのまま事業者の現場で活用できるような、手引きや様式等を作成し、普及を推進する。

③ 食品関係団体等による専門的知見を有する人材の育成・活用

事業者における HACCP 導入を支援するため、食品関係団体等において、HACCP に関する指導者養成を進め、コーデックス委員会が示す HACCP の 7 原則 12 手順について統一的な指導、助言ができる人材を育成する。また、食品関係団体等において、こうした人材を活用し、国や自治体と連携しながら、事業者における HACCP 導入を支援する（「人材バンク事業」（仮称））。

④ HACCP 導入状況の把握とそれに基づく導入支援

自治体の協力を得て、営業許可施設等に対して HACCP 導入状況調査を実施し、普及状況を把握するとともに、必要な支援等の検討に活用する。また、それぞれの自治体において、調査結果を踏まえ、導入に关心がある事業者等に対する助言、指導を行う。

(2) 消費者や流通・販売業界も含め、HACCP に対する本質的な理解・関心の醸成

① コーデックス委員会が示す HACCP 7 原則 12 手順の周知

消費者や流通・販売業界等も含め、食品衛生の観点から求められるコーデックス委員会が示す HACCP の 7 原則 12 手順について、正しい理解が促進されるよう、国、自治体、食品関係団体等において、ホームページや DVD 等を活用した周知に努める。

② 中小事業者などに対する HACCP 導入に関する講習会の実施

厚生労働省において関係省令や「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」を改正し、コーデックス委員会が示す HACCP による衛生管理を位置づけるとともに、現在、自治体において条例の改正が行われている。中小事業者も含めて HACCP による衛生管理が導入されるよう、手引き書等を活用した講習会を開催する。

③ 食品衛生監視員における統一的な理解の醸成

自治体において、HACCP に関する統一的な指導・助言が行われるよう、自治体の食品衛生監視員等に対して、国において、手引き書等を活用した講習会を開催する。

④ HACCP に関する認知度向上、理解促進に資するロゴマークの作成・活用

消費者も含め、HACCP に関する認知度と理解が向上すれば、事業者が自らの競争力を高める観点から、HACCP 導入に前向きになることが期待される。このため、認証を前提とせず、「HACCP 自主点検票」を使用した自主的な衛生管理としての HACCP の取組をアピールすることができるロゴマークの作成・活用について検討していくことが考えられるが、中小事業者のニーズや消費者の理解・認識等も踏まえて慎重に検討すべきである。

(3) コーデックスの柔軟性の考え方も踏まえた、事業者の導入負担の軽減

① HACCP 導入の心理的ハードルを解消するための動画等の普及

HACCP 導入の心理的ハードルを乗り越え、中小事業者等においても実施可能なも

のとしてのイメージを持つてもらえるよう、HACCP 導入のための動画等について、引き続き周知する。

② 「地域連携 HACCP 導入実証事業」（モデル事業）の実施

中小事業者等においても、コーデックスの柔軟性の考え方（外部専門家の活用、類似製品を一つにまとめた製品説明書の作成、既存の文書業務を活用した記録管理等）も踏まえた HACCP 導入の具体的な事例を積み重ね、それを全国的に普及していくため、自治体や食品関係団体等が連携して支援を行う「地域連携 HACCP 導入実証事業」（モデル事業）を実施し、事業者において主体的に HACCP が導入される過程、そこで明らかになった課題や解決策等をまとめた事例集を作成し、全国の自治体等に対して普及する。

③ HACCP 導入の手引き書や様式等の作成・普及【再掲】

中小事業者も含め、HACCP 導入に前向きな事業者において導入促進を図るため、HACCP 導入の必要性が高い業種や業界のニーズが高い業種について、標準的な作業手順等を念頭に置いて、そのまま事業者の現場で活用できるような、手引きや様式等を作成し、普及を推進する。

(4) HACCP 導入の取組に関する認知度向上のための支援

① HACCP の導入メリット等を関係者が幅広く共有するための Web サイトの構築

HACCP の導入によるメリット等を関係者が幅広く共有することができるようになるため、コーデックス委員会が示す HACCP に関する情報やその導入効果、実証事業を通じて蓄積される具体的な導入事例等について、一元的に情報を入手することができる Web サイトを構築する。

② HACCP「自主点検」を行った事業者の名称等の公表（「HACCP チャレンジ事業」（仮称））

事業者における HACCP の「自主点検」を推進するため、「自主点検票」を活用して HACCP の自主点検を行った事業者からの登録を受け、事業者の名称や取組方針等について、上記 Web サイトにおいて公表し、消費者や流通・販売業界等へのアピールを後押しする（「HACCP チャレンジ事業」（仮称））。

③ HACCP に関する認知度向上、理解促進に資するロゴマークの作成・活用【再掲】

消費者も含め、HACCP に関する認知度と理解が向上すれば、事業者が自らの競争力を高める観点から、HACCP 導入に前向きになることが期待される。このため、認証を前提とせず、「HACCP 自主点検票」を使用した自主的な衛生管理としての HACCP の取組をアピールすることができるロゴマークの作成・活用について検討していくことが考えられるが、中小事業者のニーズや消費者の理解・認識等も踏まえて慎重に検討すべきである。

(5) 食品産業全体での推進の必要性

① 国、自治体、食品関係団体、消費者団体等が参画する連絡協議会の設置

食品産業全体での HACCP の普及推進とコーデックス委員会が示す HACCP の 7 原則 12 手順が適切に運用されるようにするために、国（厚生労働省、地方厚生局等）、自

治体、食品関係団体、事業者団体、消費者団体等が情報交換、意見交換等を行う場（「HACCP 普及推進連絡協議会」（仮称））を、国・地方ブロックごとに設ける。こうした場を活用して、コーデックス委員会が示す HACCP に基づく適切な運用の確保や各種支援ツールの内容の整合性確保のための認識の共通化を推進するとともに、関係者が連携して、普及施策に関する現場ニーズの把握、地域における普及状況のフォローアップ、実証事業等で蓄積される導入事例の共有等を行う。

5 おわりに

- 我が国における食品衛生の確保を図る上で、食品産業の大宗を占める中小事業者等において、HACCP に基づく衛生管理が実施されるようになることは重要な課題であり、特に中小事業者等を念頭に置きながら、必要な普及方策について検討してきた。
- 本検討会においてとりまとめた提言に基づき、行政や関係団体等において各種支援策が順次実施されるとともに、今後も事業者における HACCP の普及状況を把握し、必要に応じて取組の充実・強化が図られるべきである。将来的な HACCP による衛生管理の義務化を見据え、我が国において中小事業者も含め HACCP が当たり前に実施されるものになることを目指して、関係者における取組が推進されることを期待する。

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
(前回平成27年3月25日に開催の食品衛生分科会において、審議若しくは報告をした農薬等)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況		備考
3月25日	農薬	マンデストロビン	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	WTO通報の対象外	— 基準値(案)の変更なし
"	動薬	モサブリド	平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見なし	WTO通報の対象外	— 基準値(案)の変更なし
"	動薬	クロルスロン試験法	手続き中		WTO通報の対象外	—
"	動薬	アブラマイシン	(1回目)平成26年11月5日～平成26年12月4日 (2回目)対象外	意見あり	(1回目)平成26年10月26日～平成26年12月24日 (2回目)対象外	— 基準値(案)の変更あり
"	動薬・飼添	ラサロシド	平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見あり	平成27年2月3日～平成27年4月4日	意見あり 基準値(案)の変更予定
"	農薬	ジクロペニル	平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見あり	平成27年2月3日～平成27年4月4日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	農薬	フルミオキサジン	平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見あり	平成27年2月3日～平成27年4月4日	意見あり 基準値(案)の変更予定
"	農薬	アセタミブリド	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	WTO通報の対象外	— 基準値(案)の変更なし
"	農薬	クロチアニジン	(1回目)平成25年10月4日～平成25年11月2日 (2回目)平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見あり	平成27年2月2日～平成27年4月3日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	農薬	ピリフルキナゾン	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	平成27年2月27日～平成27年4月28日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	農薬	マラチオン	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	平成27年2月27日～平成27年4月28日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	農薬	メトコナゾール	手続き中		WTO通報の対象外	—
"	農薬	クレソキシムメチル	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	平成27年2月27日～平成27年4月28日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	農薬	クロラントラニリプロール	平成27年1月23日～平成27年2月21日	意見あり	平成27年2月2日～平成27年4月3日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	動薬	メロキシカム	平成27年2月26日～平成27年3月27日	意見あり	平成27年2月27日～平成27年4月28日	意見なし 基準値(案)の変更なし
"	添加物	クエン酸三エチル	平成27年3月3日～平成27年4月1日	意見あり	平成27年3月3日	— 規格基準(案)の変更なし
"	添加物	アンモニウムイソバレート	平成27年4月23日～平成27年5月22日	意見なし	平成27年5月下旬見込	—
"	添加物	ケイ酸カルシウム	平成27年4月23日～平成27年5月22日	意見あり	平成27年5月下旬見込	—
"	添加物	グルコン酸亜鉛	平成27年4月23日～平成27年5月22日	意見あり	平成27年5月下旬見込	—